REVICareer 人材リストに登録できる方
（大企業人事部が登録する場合）

１．大企業に勤務中の方[※1.2]

２．大企業に勤務していた方で、令和３年２月 25 日以降に大企業を退職し、退職後５年が経過しない方[※2]

３．大企業に勤務していた方で、登録時において当該大企業の子会社又は関連会社に就業中であり、かつ、自身に関する登録情報が、当該大企業の人事担当部署によって登録される方（当該大企業から転籍出向されている方が当てはまります。）[※2.4.5]

４．大企業の子会社に勤務中の方で、自身に関する登録情報が、当該子会社の親会社あるいは当該子会社の人事担当部署によって登録される方（当該親会社を経由して REVICareer の登録申込みを行った場合に限ります。）[※2.3.4]

※**１**：「**大企業**」とは、以下の（１）、（２）の両方を満たす企業のことをいいます。

（１）日本国内で本店の法人登記を行っている法人

（２）以下の①、②のどちらかを満たしている法人

① 資本金が 10 億円以上であること

② 常時使用する従業員数[注1]が 2,000 人超であること

※①・②は、令和３年２月 25 日から REVICareer 登録申込時点までの間の機構の定める時点[注2]において、要件を満たしている必要があります。

注１「常時使用する従業員」とは、労働基準法第２０条に規定する「解雇の予告を必要とする者」をいいます。

注２「機構の定める時点」とは、令和３年２月 25 日から機構人材リスト登録申込時点までの間のうち、REVICareer への登録申込を行う方が所属する大企業の企業情報（資本金額、従業員数）を、当該大企業又は信用調査会社等が公表したものにより、機構が確認できた時点をいいます。

※**２**：「**勤務**」とは、大企業又は大企業の子会社と雇用契約又は役員委任契約を締結し、当該大企業のために仕事を行うことをいいます。

※**３**：「**親会社**」とは、他の会社（子会社）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社をいいます。

※**４**：「**子会社**」とは、他の会社（親会社）に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配されている会社をいいます。

※**５**：「**関連会社**」とは、親会社及び子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えている子会社以外の会社をいいます。

以上

（2024 年 12 月 23 日改正）